

1. 本市における取り組みの経過

本市における男女共同参画社会形成に向けた取り組みは、「国連婦人の10年」最終年世界女性会議がナイロビで開催された昭和60年(1985年)に、当時の企画部企画調査室に女性施策担当窓口を設置したことに始まります。

昭和62年(1987年)3月に策定された枚方市総合計画(基本計画)では、「女性の地位向上」を施策として位置づけました。

昭和63年(1988年)、学識経験者等で構成された女性問題懇話会から市長に対してなされた提言を踏まえ、平成元年(1989年)8月には、本市における女性施策の指針となる「男女共同参画社会をめざす枚方市女性施策行動計画」を策定しました。そして、この計画に基づき第1次・第2次実施計画を定め、施策を展開してきました。

平成8年(1996年)7月には、状況変化を踏まえて行動計画・実施計画を改定し、平成12年(2000年)を目標年として諸施策を推進し、今日に至っています。

2. 計画策定の趣旨

国においては、平成8年(1996年)12月に制定された政府の国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」において、男女共同参画社会の実現を促進するための方策の1つとして、制度・政策に関する基本方針を明示する法律の検討がうたわれ、平成9年(1997年)から平成10年(1998年)にかけて、男女共同参画審議会で検討が行なわれました。

平成10年(1998年)11月の審議会答申を受け、平成11年(1999年)2月、第145回国会において男女共同参画社会基本法案が提出され、平成11年(1999年)6月、前文が追加修正されて男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)が成立し、公布・施行されました。

基本法では、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられ、社会のあらゆる分野においてそうした社会形成を促進する施策を推進すると定められました。

また、基本法においては、男女共同参画社会形成について、「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案および決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」という5つの基本理念が規定されています。

同時に、男女共同参画社会形成に対する国・地方公共団体・国民の責務を定めるとともに、政府・都道府県に男女共同参画基本計画・都道府県男女共同参画計画の策定を義務づけ、市町村には市町村男女共同参画計画の策定に努めるべきことを示しました。

本市においては、「男女共同参画社会をめざす枚方市女性施策行動計画」の改定を行なうについて、基本法の制定によって更に重要性が明確になった男女共同参画社会形成に向けた諸施策を推進するため、基本法に基づく枚方市男女共同参画計画を策定するものです。

3. 計画期間と構造

1. 計画期間

男女共同参画計画の目標年度・計画期間については、市の上位計画である総合計画基本計画と整合させ、平成 22 年度（2010 年度）を目標年度とする 10 年計画とします。

2. 計画の構造

男女共同参画計画については、基本的な考え方や方向性を示すものとし、総合計画基本計画の改定にあわせて見直しを行いません。

また、計画の実現を図るための具体的なプランについては、総合計画実施計画の策定にあわせて、男女共同参画計画のアクションプログラム（具体的な事業の実施計画）を策定し、計画的な展開を図ります。

4. めざすべき男女共同参画社会のイメージ

社会の高齢化が進展し、超高齢社会の到来が予測されています。人生が 40～50 年だった過去の時代には、働いて生活の糧を得、家族を維持することから切り離された個人の生きがいや生活が意識される余地は、あまりありませんでした。従って夫婦や家族という集団が効率良く機能する、つまり男女が仕事だけで、あるいは子育てだけで一生を終えても、ある意味ではうまくいく社会形態だったといえます。

しかし、今後、80 年という人生を視野に入れて自らのライフスタイルを考えると、そうとはなりません。80 年という長いライフステージを充実させていくためには、ある一定の時期や役割だけを充実させただけでは済まなくなるからです。子どもの時期も、熟年の時期も、あるいはこれから非常に長くなる高齢の時期も視野に入れて、生活の充実や豊かさを考え、「生活社会」の広がり大きくしていかなければなりません。

もちろん、性別や家族の状況にかかわらず、自ら選択した労働によって自らの生計を立てる機会を得る権利が保障されることが極めて重要です。ただ、そうしたことを可能にする「経済社会」の変革方向については、それぞれのライフスタイルに応じた多様な就労選択や就労形態を可能にする「より豊かな生活社会の広がり」というイメージの中でとらえていく必要があります。

そこで、私たちがめざすべき男女共同参画社会の骨格となるイメージは、人が自らの意思に基づき、生涯のいろいろなステージの中で、経済社会での活動に力を注ぐ時期や、生活社会での活動に力を注ぐ時期など、ライフスタイルの変化に応じてその力点の置き

方を変えることが十分に許容されるような、あるいは双方の社会を自由に行き来できるような社会だといえます。

5. 計画の基本理念

1. 一人ひとりが、自ら、さまざまな「選択」ができる社会をつくる

一人ひとりが、生き生きと自らの人生を全うするために、さまざまな「選択肢」を自らつかみとることができる可能性豊かな社会が求められています。こうした、「選択可能性」を制約する要因には、社会のレベルの課題と個人のレベルで解決していかなければならない課題があり、すべてを個人の問題にすることはできません。

特に、これまでの社会では、女・男という「性の違い(性差)」を理由に、さまざまな選択可能性が制約されてきました。例えば、「女性は家事に専念し、外で働くべきでない」といったように、性差によって、一人ひとりが持っている選択可能性が制約されてきたのです。

そして、性差については、自然のものとして変えることができないとされてきましたが、そうではなく、社会的・文化的につくりだされているものととらえる視点が必要です。

「女・男」という区分は非常に根強い区分概念ですが、どんな場面で、どんな意味を持たせて性差が持ち出されているのかをたえず検証し、性差によって一人ひとりの選択可能性が不当に侵害されることがないようにしなければなりません。

2. 暴力による人権侵害を許さない社会をつくる

かけがえのない一人ひとりの尊厳を脅かす人権侵害行為、特に、近年、問題が焦点化したドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に向けられる暴力は、男女共同参画社会の形成に相反する極めて重大な問題です。それは、個人に向けられた問題というのではなく、女性を男性に比べて従属的な位置に追い込む重大な社会的・構造的問題の一つだからです。

女性に対する暴力は、単に身体的な危害にとどまるものではありません。平成5年(1993年)に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の第1条によれば、女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的、もしくは心理的な危害または苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、さらに、そのような行為の威嚇、強制もしくはいわれのない自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起こるか、私的生活で起こるかを問わないとされています。平成7年(1995年)に開催された第4回世界女性会議においても、この問題は重要な課題の一つとして、実効ある取り組みが要請されています。

女性に対する暴力についての認識を高め、すべての女性に対する暴力を許さない社会をつくる必要があります。

3. 男女双方の課題としてとらえる

現在の社会の中で女性と男性は、相互に入れ替われない不平等な位置に置かれています。つまり、社会の現状では、女性に対する制約が数多く存在しています。しかし、そうしたことを解消することは、女性と男性が単純に入れ替わることを意味しません。

これまで私たちの社会は、「生活社会」「経済社会」という二つの次元に分離し、それぞれに「女の社会」、「男の社会」という性格付けがなされてきたのではないかと考えられます。そして、これまでの「女性施策」は、当初、その目標を「女性の地位向上」と表現したように、いわば「男の社会」であった「経済社会」への女性の参画を促進することで、男女の不平等を是正することを重点的な課題としてきたといえます。

そうした課題に加えて、選択可能性の制約という観点で状況をとらえると、制約は男女両性におよんでいるといえます。つまり、仕事に埋没し、家庭や地域における生活に対する関わりを持っていない多くの男性については、「生活社会」に対する参画が制約されていることに他ならないからです。従って、男女共同参画社会の形成という課題は、男女双方の課題としてとらえることが必要です。

4. 生活の全体性回復を図る

これまでの経済成長優先の社会経済システムがさまざまなひずみを生じさせてきたことが明らかになり、それを支える生活も人間的に豊かであるとは考えられないという反省の上に、生活のあり方の見直しが必要となってきました。

人の活動や生活はあくまでも全体的なもので、二元的に分離すべきものではありません。生活と経済が二元的に分離する社会構造を見直し、生活の全体性を回復することが必要です。

さらに、高齢社会の進展は、老夫婦あるいは単身で過ごす期間が長くなっていることを意味します。また、核家族では、家事・育児という営みを夫婦単位で担わなければならない、男女が責任を分かち持つことが重要です。

そのためには、男女ともに生活のための技術を身につける必要があり、特に男性の場合、生活の全体性を回復し、真に豊かな生活を過ごせるようになるためには、身辺自立を含め、生活者としての自立が重要です。そして、子育てや教育を支える地域社会をつくるための活動に対して、もっと積極的に参加することが必要です。

5. 政策・方針の決定、実行への男女共同参画を進める

男女共同参画社会の形成を進めるということは、一人ひとりの意識のあり方にとどまらず、私たちが形づくる社会の仕組みや、あり方を変革することです。

そのためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や社会のあらゆる場面における政策等の立案・決定・実行へ共同参画できるようにしなければなりません。

6. 取り組みの基本課題

1. 男女が生き生きと自らの人生を全うできる社会システムの整備

男女を問わず、一人ひとりが生き生きと自らの人生を全うできる男女共同参画社会を実現するためには、それを保障する社会システムがないと成り立ちません。そのためには、さまざまな制度・慣行の中に残されている世帯単位の考え方を個人単位にあらため、一人ひとりがどのような生き方をしても、それに対して社会の枠組みが中立的に働くようにすることが必要です。

2. 安心して子どもを産み育てられ、老いることができる社会の形成に向けた

社会的基盤の整備

同時に、私たちが次の世代をどのように育てていくかという社会の持続性の確保が重要な課題です。

そのためには、安心して子どもを産み育てられ、また、老いてなお安心して暮らせる社会とするために必要な社会的基盤を整備することが必要です。これは、行政、NPO などをはじめとした市民、そして事業者の三者が、それぞれの役割と責任に基づくパートナーシップを発揮して創り上げる必要があります。

3. 社会が存立する基盤となる個々人の経済的・精神的・身辺自立の促進

超高齢社会では、「男は仕事・女は家庭」という性別役割分業ではなく、自分を生物的にも社会的にも生存させていく力を貯えなければ、人生 80 年は生きられません。経済的にも、精神的にも、生活者としての自立という観点からも、それぞれが自分のできる範囲を可能な限り広げていくことが、一人ひとりの自由な生活を保障していくことになります。そこで、子どもたちを育てる場合にも、男女を問わず、一人ひとりの自立を強めるという方向性が必要です。

4. 豊かな関係性をつくり出せるエンパワメントの推進による人権意識の醸成

同時に、人と人との豊かな関係をつくりだし、支え合うことができる力を育むことが重要です。そのためには、暴力などにより他者の尊厳を踏みにじったり、あるいは逆に自尊感情を低めることがないよう、人権意識を醸成することが必要です。

7. 取り組みの推進体制

1. 性差別の是正、男女双方から問題をとらえる総合的視点の確立

性差別によって一人ひとりの尊厳を脅かしたり、選択可能性を不当に侵害することを是正する視点や、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題を「女性の問題」に切り縮めず、「男女双方の問題」ととらえる視点を確立します。

2. 行政間連携の強化

男女共同参画社会形成に関する諸課題は極めて多分野にまたがる課題であり、取り組みの推進体制においては、課題ごとの責任分担を明確にしつつ、総合性を確保することが重要です。

行政内部の縦割り組織に起因するセクショナリズムや、国・府・市間の分断により施策の効果が損なわれることがないように連携を強化し、総合的な効果の発生を追求します。

3. 市民、行政のパートナーシップ強化—NPO 活動の基盤整備、情報提供の強化

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、行政、NPO などをはじめとした市民、そして事業者の三者が、それぞれの役割と責任に基づくパートナーシップを発揮して進めることとします。

特に行政として、NPO 活動の基盤整備、市民に対する情報提供活動などを強化します。

4. 単なる「学習」「啓発」にとどまらない発展性の追求

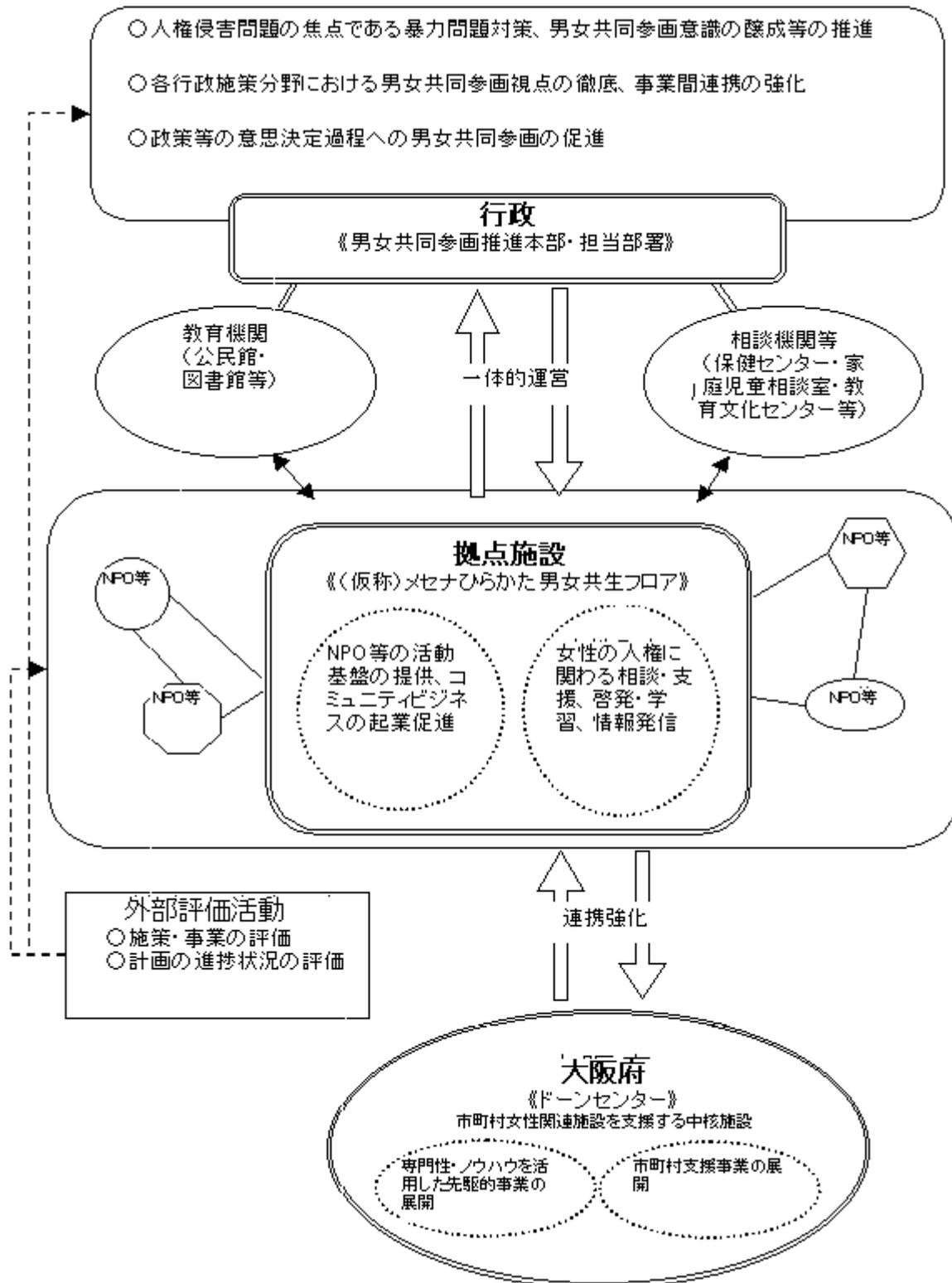
固定的な性別役割分担意識や性差別意識の変革は、男女共同参画社会の形成に向けた重要な課題の一つです。

そのための取り組みにあたっては、単にその場だけでの学習機会の提供にとどまることなく、一人ひとりの具体的な活動や、各分野における行政活動内容の向上、あるいはNPO 活動の活性化に結び付いていくための発展性を追求します。

5. 計画の進捗状況を評価できるシステムの確立

計画の進捗状況が市民にわかりやすく理解できるような評価システムを確立し、実効性のある施策展開を追求します。

6. 計画の推進体制



行政(男女共同参画推進本部・担当部署)

- 人権侵害問題の焦点である暴力問題対策、男女共同参画意識の醸成等の推進
- 各行政施策分野における男女共同参画視点の徹底、事業間連携の強化
- 政策等の意思決定過程への男女共同参画の促進

拠点施設（（仮称）メセナひらかた男女共生フロア）

- NPO等の活動基盤の提供、コミュニティビジネスの起業促進
- 女性の人権に関わる相談・支援、啓発・学習、情報発信

大阪府（ドーンセンター）

市町村女性関連施設を支援する中核施設

- 専門性・ノウハウを活用した先駆者の事業の展開
- 市町村支援事業の展開